

諸費	通信運搬費	電報電話料、郵便料、請負運搬費等を整理する。「厚生費」「再処理費」「廃棄物処理費」「修繕費」「補償費」「普及研究費」「養成費」「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く(以下「諸費」として同じ)。
諸費	通信運搬費	電信電話料、郵便料、請負運搬費等を整理する。「厚生費」「再処理費」「廃棄物処理費」「修繕費」「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く(以下「諸費」として同じ)。

改める。

(一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正)

第五条 一般電気事業部門別収支計算規則(平成十八年経済産業省令第33号)の一部を次のように改正する。

別表第一の3(2)中

「使用済燃料再処理等準備費」	一般需要・特定規模需要外部門	を
「使用済燃料再処理等準備費」	一般需要・特定規模需要外部門	を
「原子力損害賠償支援機構特別負担金」	一般需要・特定規模需要外部門	に
改め、同4(9)中「第3項」を「第4項」に改める。		
別表第二の3(2)中		
「使用済燃料再処理等準備費」	一般需要・特定規模需要外部門	を
「使用済燃料再処理等準備費」	一般需要・特定規模需要外部門	を
「原子力損害賠償支援機構特別負担金」	一般需要・特定規模需要外部門	に
改め、同4(8)中「第3項」を「第4項」に改める。		

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

(一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に電気事業法(以下「法」という。)第十九条第一項に基づく認可を受け、又は同条第四項の規定により届け出られた供給約款、同条第七項の規定により届け出られた選択約款及び法第二十一条第一項ただし書に基づく認可を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

(一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に法第二十四条の三第一項の規定により届け出られた託送供給約款及び同条第二項ただし書に基づく承認を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

(卸料金算定規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に法第二十二條第一項の規定により届け出られた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

(一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令による改正後の一般電気事業部門別収支計算規則(以下「新部門別収支規則」という。)の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について適用する。

第七条 この省令による改正後の一般電気事業供給約款料金算定規則第八条に規定する原子力損害賠償支援機構一般負担金については、新部門別収支規則別表第一の4(9)の適用においては、この省令の施行の日から法第十九条第一項の規定による認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をするまでの間、送電・高圧配電非関連固定費用に配分することにより整理するものとする。

告 示

○厚生労働省令第414号

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第50号)第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第2号)第七条の二第一号ホの規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十三年十月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(以下「養成施設規則」という。)第七条の二第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「学校規則」という。)第七条の二第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

- 一 養成施設規則第七条の二第一号ホに規定する講習会(以下「実務者研修教員講習会」という。)を行う者は、法人その他の団体であること。
- 二 実務者研修教員講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 三 実務者研修教員講習会を行う者は、当該実務者研修教員講習会の課程を修了した者に対し、別記様式による実務者研修教員講習会修了証を交付すること。

別表

科	目	時間数
介護教育方法	介護過程の展開方法	三十
	実務者研修の目的・評価方法	一五
	合 計	五〇

別記様式

実務者研修教員講習会修了証

フリガナ 氏名	生年月日
住所	

上記の者は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条の2第1号ホ又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年厚生労働省令第2号）第7条の2第1号ホに規定する講習会の課程について、次のとおり修了したことを証明する。

科目名	時間数
合計	

平成 年 月 日
所在地
法人・機関名
法人・機関代表者名



○国土交通省告示第十六十三号
平成十四年国土交通省告示第百八十五号（測量法に規定する地心直交座標で表示する場合の座標系を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十三年十月二十一日
国土交通大臣 前田 武志

種	座	標	値
X種			— 3,959,340.203メートル
Y種			3,352,854.274メートル
Z種			3,697,471.413メートル

附則

この告示は、平成二十三年十月二十一日から施行する。

○関東地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日 関東地方整備局長 下保 修

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 六号
- (三) 道路の区域

区 間 変更前 敷地の幅員 延長
後別 二七・三八（一）六三・八一メートル
二七・八八（一）七三・八一メートル
六三・八一メートル

日立市大和田町字笠井田一八五六番五から同市石名坂町二丁目一〇四九番一まで

○関東地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日 関東地方整備局長 下保 修

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 十八号
- (三) 道路の区域

区 間 変更前 敷地の幅員 延長 備考
後別 二七・八〇（一）二四・〇〇メートル
二七・八〇（一）二四・〇〇メートル
二七・八〇（一）二四・〇〇メートル
二七・八〇（一）二四・〇〇メートル

東御市和字西田一四九九番二四から上田市上塩尻字山崎一六二番まで

○国土交通省告示第十六十三号

（四）図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局長野園道事務所

は上記A・B及びCを示す敷地の区分表をいう。